



令和 5 年 11 月 29 日
午前 (午後) 3 時 23 分 受領

No. 1

議長	事務局長	係
		

令和 5 年 11 月 29 日

愛南町議会議長 佐々木 史仁 殿

愛南町議会議員 池田 栄次

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問の要旨	答弁を求める者
<p>1. 窓口で手書きすること無く住民票等・印鑑登録証明の申請書作成システムの設置について。</p> <p>本町のマイナンバーカードの普及率は約84パーセントと認識しています。様々な方法で普及に取り組み、多くの町民に広く普及しています。しかし、役場の窓口サービスに関しては今のところ町民がマイナンバーカードを持っていることに対しての目に見えるサービスの提供がなされていません。マイナンバーカードは持っているが大切に保管しており、どこに保管したかも忘れそうだとの声も聞きます。従来のアナログ的な対応では、将来、町民に対して十分なサービスの提供が出来なくなるのではないかと危惧します。窓口で住民票等や印鑑登録証明の申請や住民の転入や転出などの届出をする際に、窓口で申請書に手書きで記入しなければなりません。窓口サービスに馴染みの無い方や高齢の方の中には、申請書の記入が負担となっている方がおられると考えます。手が震えて記入が大変だったとの声も聞きます。私も窓口で申請書を記入する機会がありましたが、重度の近眼と遠視が進むなかで、枠内に記入する作業にかなりのストレスを感じました。</p> <p>そこで行政サービスのデジタル化と窓口サービスの向上による利用者の負担軽減策の一つとして多くの自治体でマイナンバーカード、運転免許証等を機器にセットしタブレット画面で証明書の種類を選択するだけで申請書が印字されるシステム機器の導入やデ</p>	町長

その実施が行われています。

本町でもそのような取り組みを早急に実施することが重要と考えます。見解を伺います。

2. 災害用マンホールトイレ(便槽式)の設置について。

大規模災害において避難所におけるトイレ問題は、毎回クローズアップされます。大きな災害が起きると、停電、断水、給排水設備の損傷等により水洗トイレは使用できなくなります。排泄は、我慢できない生理現象です。トイレが不衛生で不快な場合、トイレの回数を減らすために、水分や食事を控えてしまいがちになり、その結果、脱水症状や慢性疾患の悪化などにより体調を崩し、震災関連死を引き起こすことにもなります。避難者の健康を保つために避難所における良好なトイレ環境を保つことが重要です。

災害トイレの役割分担として、初動対応は、携帯トイレ・簡易トイレを用いた後、マンホールトイレを迅速に設置し、さらにその後、調達した仮設トイレ等を設置することにより、避難所におけるトイレの充足度を確保することが考えられます。東日本大震災においても多くは仮設トイレによって避難所のトイレ環境を確保していましたが、仮設トイレが避難所に行き渡るまでに要した日数が4日以上かかった地方公共団体が全体の66パーセントを占め、最も日数のかかったのは65日とかなりの時間を要したとされています。南海トラフ地震の発生においても、仮設トイレが避難所に行き渡るまでに、かなりの日数を要することが想定されます。携帯トイレ・簡易トイレの長期使用は、排泄場所の確保や排せつ後の処理・臭気対策の面でトイレ環境の保持に問題が生じると考えます。

トイレの充足度を確保するために、マンホールトイレの設置が有効と考えます。一般に、各自治体で設置されているマンホールトイレは下水管に連結して使用するものをさしますが、本町は下水管が完備されていませんので、代替として、仮設トイレより容量の大きい便槽式のマンホールトイレを指定避難所の屋外に埋設して災害時のトイレの充足度の確保と環境の整備が必要と考えます。見解を伺います。

町長